

さいたま市特別融資制度推進会議規約

(名 称)

第1条 この推進会議は、さいたま市特別融資制度推進会議(以下「推進会議」という。

(目 的)

第2条 推進会議は、農林金融資金融通を適性かつ円滑にして農業者等の経営改善、農村環境の整備等に寄与することを目的とする。

(区 域)

第3条 推進会議の区域は、さいたま市の区域とする。

(事務局)

第4条 推進会議の事務局は、さいたま市経済局経済部農業政策課内に置く。

(事 業)

第5条 推進会議は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 制度資金の融通に関する審議及び指導と助言並びに関係機関に対する意見書の提出
- (2) 制度資金、一般資金及び農業信用保証制度の普及啓蒙
- (3) 金融相談及び資金融通にかかる事前、事後の指導
- (4) 農林金融に関する調査研究
- (5) その他目的達成に必要な事業

(組 織)

第6条 推進会議は、次の団体をもって組織する。

- (1) さいたま市
- (2) さいたま市農業委員会
- (3) さいたま農業協同組合
- (4) 株式会社埼玉りそな銀行
- (5) 株式会社武蔵野銀行
- (6) 埼玉縣信用金庫
- (7) 埼玉県さいたま農林振興センター
- (8) 南彩農業協同組合
- (9) 財団法人農林水産長期金融協会関東担当

(役員及び任期)

第7条 推進会議に役員として理事9名を置く。

- 2 理事は会長1名、副会長2名を互選する。
- 3 役員任期は3年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員 の 職務)

第 8 条 会長は、推進会議を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ定めた順序により、会長に事故あるとき、又は会長個人と利益相反する行為となる事項についてはその職務を代理する。

(理事会)

第 9 条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会は理事の過半数の出席をもって成立し、議事は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事会においては、議事録を作成する。

(指導班)

第 10 条 推進会議は、第 5 条の事業を実施するために、指導班を設けるものとする。

- 2 指導班の構成その他必要な事項は会長が別に定める。

(雑 則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、推進会議が別に定める。

附 則

この規約は、平成 16 年 5 月 6 日から施行する。

この規約は、平成 17 年 8 月 30 日一部改正する。

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日一部改正する。

この規約は、平成 23 年 8 月 18 日一部改正する。